

流山市中小企業資金融資制度取扱金融機関

NO.	銀行	支店	電話	郵便番号	住所
1	千葉銀行	流山支店	7158-2511	〒270-0164	流山市流山2-316-1
2		初石支店	7153-2111	〒270-0121	流山市西初石3-1447-15
3		江戸川台支店	7154-1411	〒270-0115	流山市江戸川台西2-4-1
4		南流山支店	7150-2461	〒270-0163	流山市南流山1-8-1
5		南柏支店	7173-6111	〒277-0074	柏市今谷上町45-1
6		流山おおたかの森支店	7196-7200	〒270-0128	流山市おおたかの森西1-14-1
7	千葉興業銀行	南流山支店	7159-5721	〒270-0163	流山市南流山1-8-5
8		豊四季支店	7143-1131	〒277-0863	柏市豊四季200-2
9		おおたかの森支店	7152-2500	〒270-0138	流山市おおたかの森東1-3-6
10	京葉銀行	江戸川台支店	7152-3151	〒270-0115	流山市江戸川台西1-2
11		初石支店	7154-5331	〒270-0114	流山市東初石3-96-43
12		流山支店	7150-1501	〒270-0157	流山市平和台4-35-2
13		南柏支店	7145-9111	〒277-0855	柏市南柏1-13-17
14		流山おおたかの森支店	7150-8611	〒270-0128	流山市おおたかの森西1-30-6
15	東京ベイ信用金庫	流山支店	7159-3311	〒270-0164	流山市流山1-257
16		江戸川台支店	7154-3111	〒270-0111	流山市江戸川台東2-21
17	常陽銀行	柏支店	7167-7101	〒277-0005	柏市柏2-6-10

利子補給制度について

- ・市融資制度利用者を対象に返済期間中の利子の一部を補給しています。*流山市税に滞納がないことが条件となります。
- ・1月から12月までの間に金融機関に支払った利子が対象です。
- ・基本情報の変更（住所変更等）がありましたら、漏れなく取扱金融機関までご連絡下さい。

■信用保証制度に関するご相談は・・・

千葉県信用保証協会松戸支店

TEL 047-365-6010

〒271-0091 松戸市本町7-10ちばぎんビル4階

■千葉県の融資制度に関するご相談は・・・

千葉県商工労働部経営支援課金融支援室

TEL 043-223-2707

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

■政府系金融機関の融資制度に関するご相談は・・・

日本政策金融公庫 国民生活事業 松戸支店

TEL 047-367-1191

〒271-0091 松戸市本町7-10ちばぎんビル5階

■経営や開業に関するご相談は・・・

(財)千葉県産業振興センター 経営支援部総合相談課 TEL 043-299-2907

〒261-7123 千葉市美浜区中瀬2-6-1WBGマリブイースト23階

流山市中小企業資金融資制度のご案内

この制度は、千葉県信用保証協会の信用保証と流山市内金融機関の協力のもと、市内の中小企業者が経営上必要な事業資金を融資する制度です。

■特色

- ・利子補給制度により、借入の負担が軽減されます。
- ・手続きにかかる手数料等はありません。

■利用できる中小企業者（会社又は個人）

- ・流山市内に店舗、工場、事業所、営業所等を有し、1年以上同一事業を営んでいること。
※一部、業歴1年未満の方、創業を予定される方が利用できる資金もあります。
※事業所等が市外移転した場合、融資残高を返還していただくこととなりますのでご注意ください。
- ・流山市税を完納していること。
- ・個人である中小企業者にあつては、現に流山市内に居住していること。
- ・千葉県信用保証協会の保証対象業種であり、信用保証を受けられること。
※融資資金により要件があります。 ※特定非営利活動法人も対象になりました。

中小企業者の範囲 下記の資本金または従業員数のいずれか一方が該当する企業

業種	資本金	従業員数
製造業等（建設業・運送業・不動産業含む）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（個人営業の医業を含む）	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
医療法人等	—————	300人以下

■申込から融資までの流れ

- ① 取扱金融機関にて融資相談をしたうえで、申込必要書類（別紙参照）を提出いただきます。
※融資の条件変更については、原則これを認めていません。
- ② 申請書類等は、金融機関を通じて流山商工会議所へ送付されます。
- ③ 流山商工会議所にて書類の内容を確認と現地調査等（実態確認）を行います。
- ④ 現地調査後、流山商工会議所から千葉県信用保証協会へ関係書類が送付されます。
- ⑤ 千葉県信用保証協会にて審査を行います。
- ⑥ 千葉県信用保証協会による信用保証が決定された後、流山市長による決定通知書が発行され、取扱金融機関にて手続きが進められて融資実行となります。

■問合せ先

流山商工会議所	TEL 04-7158-6111	〒270-0164	流山市流山2-312
流山市商工振興課	TEL 04-7150-6085	〒270-0192	流山市平和台1-1-1

流山市中小企業資金融資制度一覧（令和8年4月1日現在）

No	融資の種類		資金使途及び概要	融資要件	融資限度額 (1中小企業者につき)	融資期間	償還方法	融資利率	利子補給率	信用保証料率	保証人及び担保
1	事業資金	運転資金	原材料、商品の購入等に要する資金	<ul style="list-style-type: none"> 流山市内に店舗、工場、事業所、営業所等を有し、1年以上同一事業を営んでいる法人及び個人。 流山市税を完納していること。 個人である中小企業者にあつては、現に流山市内に居住していること。 ※事業実態が確認できない場合は、利用することができません（No.2～6の全てに共通）。 	2,000万円以内	5年以内		1年以内	年		
		設備資金	市内の店舗、工場等の新築及び増改築、各種機械設備の購入等に要する資金		3,000万円以内	10年以内					
2	小口零細企業資金 ※責任共有制度対象外資金	運転資金	原材料、商品の購入等に要する資金	<ul style="list-style-type: none"> 小規模企業者（中小企業信用保険法第2条第2項に掲げる者/常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業にあつては5人以下））であること。 流山市内に店舗、工場、事業所、営業所等を有し、1年以上同一事業を営んでいる法人及び個人。 流山市税を完納していること。 個人である中小企業者にあつては、現に流山市内に居住していること。 	1,250万円以内	5年以内		2.30%	年		
		設備資金	市内の店舗、工場等の新築及び増改築、各種機械設備の購入等に要する資金			10年以内					
3	公害防止施設資金	設備資金	公害の発生を防止するための機械・装置等の設置・購入に要する資金	<ul style="list-style-type: none"> 流山市内に店舗、工場、事業所、営業所等を有し、1年以上同一事業を営んでいる法人及び個人。 流山市税を完納していること。 個人である中小企業者にあつては、現に流山市内に居住していること。 	3,000万円以内	10年以内		1年以内	年	千葉県信用保証協会が定める保証料率	保証人は原則不要
	創業支援資金 ※責任共有制度対象外資金	運転資金	市内で新たに事業を開始しようとする者、又は創業後5年未満の者が、事業のために要する資金	<ul style="list-style-type: none"> 流山市内に店舗、工場、事業所、営業所等を有し、1年以上同一事業を営んでいる法人及び個人。 流山市税を完納していること。 個人である中小企業者にあつては、現に流山市内に居住していること。 	1,000万円以内	5年以内	割賦 又は 一括	2.60%	1年超	年	
		設備資金	市内で新たに事業を開始しようとする者、又は創業後5年未満の者が、事業のために要する資金	<ul style="list-style-type: none"> 流山市内に店舗、工場、事業所、営業所等を有し、1年以上同一事業を営んでいる法人及び個人。 流山市税を完納していること。 個人である中小企業者にあつては、現に流山市内に居住していること。 		7年以内		2.70%	3年超	年	2.20%
		設備資金	市内で新たに事業を開始しようとする者、又は創業後5年未満の者が、事業のために要する資金	<ul style="list-style-type: none"> 流山市内に店舗、工場、事業所、営業所等を有し、1年以上同一事業を営んでいる法人及び個人。 流山市税を完納していること。 個人である中小企業者にあつては、現に流山市内に居住していること。 		7年以内		2.35%	5年以内	年	2.65%
		設備資金	市内で新たに事業を開始しようとする者、又は創業後5年未満の者が、事業のために要する資金	<ul style="list-style-type: none"> 流山市内に店舗、工場、事業所、営業所等を有し、1年以上同一事業を営んでいる法人及び個人。 流山市税を完納していること。 個人である中小企業者にあつては、現に流山市内に居住していること。 		7年以内		2.65%	5年超	年	2.65%
5	事業転換資金	運転資金	経営環境の変化に対応して、業種転換、品種転換等を行うために要する資金	「1. 事業資金」に準ずる。	2,000万円以内	5年以内		5年超	年		
		設備資金	経営環境の変化に対応して、業種転換、品種転換等を行うために要する資金			7年以内					
6	新規大型店舗対策資金	運転資金	大型店舗の進出により特に影響を受け、経営に支障をきたしている中小企業者がその経営を合理化し、若しくは近代化し、又は当該大型店舗に入店するために要する資金	<ul style="list-style-type: none"> 市内に店舗面積（倉庫、事務所、通路その他の共有又は共用の部分を除く。以下同じ。）300㎡未満の店舗を有し、1年6月以上同一の事業を営んでいること。 流山市税を完納していること。 個人である中小企業者にあつては、現に流山市内に居住していること。 進出した大型店舗の開店の日又は既存大型店舗において取扱商品の変更があった日から6月間の月平均売上が前年同期比で、10%以上減少していること又は減少するおそれがあること。 大型店へ入店しようとする場合にあっては、当該大型店舗が市内に存すること及び入店しようとする店舗面積が200㎡以下であること。 	2,000万円以内	5年以内		3.10%	年		
		設備資金	大型店舗の進出により特に影響を受け、経営に支障をきたしている中小企業者がその経営を合理化し、若しくは近代化し、又は当該大型店舗に入店するために要する資金			7年以内					

※据置期間は6月以内 ※設備資金で車両購入をお考えの場合は、条件有り。

<信用保証協会の特別小口保証制度>

事業資金の要件を備える個人の小規模企業者{中小企業信用保険法第2条第2項に掲げる者で、一般的には常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業にあつては5人以下）}で、直近の市県民税について所得割課税されており、且つ納期限内完納し、期限内申告している場合は、保証協会の「特別小口保証制度」を利用することができます。ただし、小口零細企業資金、創業支援資金での利用はできません。

この場合の限度額は、1,250万円以内で、融資期間、返済方法、融資利率、利子補給率は上記の各資金と同じで、信用保証料は年1.00%となります。連帯保証人及び担保は、原則不要です。